

午前 9時55分 開 議

○委員長（八幡元弘君） おはようございます。若干時間前ですけれども、おそろいですので、これより決算審査特別委員会を再開します。

現在の出席委員は14名であり、定足数に達しているので、会議は成立いたしました。

直ちに議事に入ります。

本日は、認定第2号から認定第12号までの計11件の審査を行います。また、審査の進め方は歳出、歳入の順に説明いただき、1会計ごとに審査を行います。

なお、採決及び意見の聴取につきましても議案ごとに質疑終了後に行います。

皆様にはお願いですが、質疑、答弁は簡潔にお願いします。また、決算審査ですので、決算に即した内容でお願いいたします。

それでは、認定第2号 令和3年度胎内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） おはようございます。それでは、248ページから285ページにわたります認定第2号 令和3年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について説明いたします。

歳入の合計収入済額は31億9,288万6,184円、歳出の合計支出済額は31億1,228万2,160円となり、歳入歳出差引き8,060万4,024円を令和4年度へ繰り越すものでございます。

なお、被保険者数、保険給付費、保険税収納関係をはじめとする各種データにつきましては別添資料として提出しておりますので、ご参考としてください。

それでは、歳出から説明をいたします。270ページをお願いいたします。第1款総務費につきましては、職員の人件費や国保税の賦課徴収に要する経費、国保運営協議会委員報酬などの国保事務の運営経費が主な内容でございます。

次に、272ページ、第2款保険給付費につきましては、療養諸費、高額療養費のほか、出産育児一時金、葬祭費を支出したものでございます。

次に、274ページ、第3款国民健康保険事業費納付金についてであります。市町村が支払う保険給付費の全額は県が賄うこととなっており、その財源として市町村ごとに決定された金額を県に納める仕組みとなっております。このようなことから、県から示された胎内市における納付金分を支出したものでございます。

次に、276ページ、第4款保健事業費につきまして、1項1目保健衛生普及費では、レセプト点検に係る業務委託料、ジェネリック医薬品差額通知書作成経費のほか、被保険者自らが率先して健康増進活動に努めていただきたく、その励みとなりますよう健康奨励記念品の贈呈に要する費用を支出したものでございます。

また、2目疾病予防費につきましては、人間ドック等の助成金でございます。

2項1目特定健康診査等事業費につきましては、特定健康診査等に係る経費でございます。

次に、278ページ、第5款基金積立金につきましては、保険事業財政調整基金に利益積立てをしたものでございます。

280ページ、第6款公債費、1項1目利子は、一時借入れを行った場合の利子でございますが、3年度は借入れはございませんでしたので、支出はありません。

次に、282ページ、第7款諸支出金は、国保資格喪失等による過年度分の国保税の還付金、県から交付された保険給付費等交付金の精算による返還金、前年度精算に係る一般会計への繰出金でございます。

284ページ、第8款予備費につきましては使用いたしませんでした。

次に、歳入について説明申し上げます。戻りまして254ページをお願いいたします。第1款国民健康保険税につきましては、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の現年課税分、滞納繰越分をそれぞれ収入したものでございます。

次に、256ページ、第2款使用料及び手数料につきましては、国民健康保険税徴収に係る督促手数料でございます。

次に、258ページ、第3款県支出金につきましては、保険給付費の支出費用は全て県が賄うこととなっております。普通交付金として医療給付費分が交付されました。そのほか医療費の適正化に向けた取組に対する支援費として交付される保険者努力支援分、特別調整交付金分、特別交付金繰入金分及び特定健康診査等の執行財源としての特定健康診査等負担金が交付されました。

次に、260ページ、第4款財産収入につきましては、保険事業財政調整基金の利子でございます。

次に、262ページ、第5款繰入金につきましては、1項1目一般会計繰入金で、保険基盤安定制度として低所得者の保険税軽減分に対する公費補填、国保事務の執行に要する経費、出産育児一時金及び国保財政の健全化、保険税負担平準化のための国保財政安定化支援事業分を一般会計から法定内で繰入れしたものでございます。

264ページ、第6款の繰越金は前年度の決算に基づく繰越金であり、266ページ、第7款の諸収入につきましては国保税の延滞金、交通事故などの第三者行為による損害賠償金が主な内容となっております。

次に、268ページ、第8款国庫支出金につきましては、1項1目災害臨時特例補助金で新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方に対する保険税の減免分等、1項2目システム開発費等補助金でマイナンバーカードの保険証利用に係る周知リーフレット作成等に係るものに対して、それぞれ補助金が交付されたものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（八幡元弘君） それでは、ただいま説明のありました認定第2号について質疑を行います。ご質疑願います。

渡辺栄六委員。

○委員（渡辺栄六君） では、お願いします。271ページ、賦課徴収費の11節、手数料が載っておりますが、この手数料というのは窓口納付のほかの金融機関とかコンビニ払いの手数料ということでしょうか。

○委員長（八幡元弘君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） そのとおりでございます。口座振替手数料等の支出でございます。

○委員長（八幡元弘君） 渡辺栄六委員。

○委員（渡辺栄六君） 窓口納付の数、それから金融機関、ほかのコンビニ納付も含めてどれくらいの数があるのでしょうか。

○委員長（八幡元弘君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） 率でお答えいたしますと、年金からの特徴が27%ぐらい、口座振替が51%、納付書が21%というような割合になってございます。

○委員長（八幡元弘君） 渡辺栄六委員。

○委員（渡辺栄六君） 国保税だけではなく、一般会計の中の市税等も含まれると思うのですが、キャッシュレス化が進んでおりますが、カードによる納付というのは課題が多いのでしょうか。

○委員長（八幡元弘君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） お答えいたします。

そちらのほうも、やはり時代の流れとしてDXを我々も推進するということでございますので、様々課題はありましようが、来年度等からできればいろいろな形で電子決済を導入したいということで今検討しているところでございますので、いましばらくお時間を頂戴したいというところでございます。

以上です。

○委員長（八幡元弘君） 渡辺栄六委員。

○委員（渡辺栄六君） 県が進めている支援事業で国保のヘルスアップ支援事業、市町村の保健事業等を支援するための様々な取組ですが、令和3年度は市としてはどんな取組をしたのでしょうか。

○委員長（八幡元弘君） 金子健康づくり課長。

○健康づくり課長（金子千恵君） 未受診者訪問として行っているものなのですが、糖尿病、健診とかで血糖値が高かった方、それから慢性腎臓病とかの数値が高かった方ということで、生活習慣病の重症化予防策として行っております。その際に受診勧奨を行ったりとか、あとは生活指導を保健師が行っているようなものがございます。

○委員長（八幡元弘君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） 今回の答弁に関連すると思いますが、267ページ、歳入もいいですね。一番下の表ですけれども、保健活動推進事業補助金が57万2,315円で、令和2年度ですと6万2,204円でしたので、随分多くなっているなと思いました。新たに何かおやりになったのかな、それとも人数が随分増えたのか、お願いします。

○委員長（八幡元弘君） 金子健康づくり課長。

○健康づくり課長（金子千恵君） すみません。保健活動推進事業でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○健康づくり課長（金子千恵君） こちらのほうは、令和3年度に脳血管疾患と、それから慢性腎臓病の発症予防ということで、主な取組としましては運動ウォーキングのマップ作りであるとか減塩レシピの作成なんかを行って、それに取組んだのが令和3年ということになります。

以上です。

○委員長（八幡元弘君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） 今質問しましたページの1つ上なのですが、特定健診等受診者返納金は令和2年度の倍になっておりますが、何かありますか。重ねて、ドックと健診と併せて受けられたのかなと思います。

○委員長（八幡元弘君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） お答えいたします。

羽田野委員が言われるとおり、人間ドックを1年度の間で2回受診した人であるとか、特定健診と人間ドックを併せて1年度の間で受診してしまった人とか、そういう人に対しての返納金を求めるということの内容でございます。また、それとは別に、特定健診の受診後、遡って社保に加入した人という方もおられまして、その方たち併せて返納を求めているのですが、3万7,254円ということで返納を求めました。昨年度の比較というのと、その年度ごとでそういった方々がやはり数名おられるということで、昨年度と比較してその差が出ているというのはその辺りでございます。

○委員長（八幡元弘君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） 何人分になりますか。すみません。

○委員長（八幡元弘君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） 5人でございました。

○委員長（八幡元弘君） 渡辺宏行委員。

○委員（渡辺宏行君） この保険税の、滞納とここには書いてありますけれども、254ページになるのかな。それで、このコロナの状況でなかなか払いたくても払えないというあれが続いているとは思いますが、実際滞納者の関係で短期保険証を発行されている件数、差し支えなければ教えていただきたいのですが。

○委員長（八幡元弘君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） お答えいたします。

令和3年度の数字の賦課時点ということでお答えいたしますけれども、令和3年度につきましては短期証が88世帯でございました。ちなみに、資格証のほうは13世帯というような状況でございました。

以上です。

○委員長（八幡元弘君） 渡辺宏行委員。

○委員（渡辺宏行君） やはりこれは増えているというふうな見方でよろしいのですか。

それと、これ国民年金とこの健康保険料、これは重なっているというか、とは思うのだけれども、例えば年金は払えないで国保は払えると。でも、これは重なるということで、それによって例えばこの短期というふうな保険証を発行するというのもあるとは思うのだけれども、その辺の状況というのはいかがでしょうか。

○委員長（八幡元弘君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） お答えいたします。

まず、短期証、資格証の推移というようなところでございますけれども、被保険者数も減少しているということもあって、実質的には2%程度の推移ということで、例年さほど増減はないような状況になってございます。

また、2点目のご質問ですけれども、年金と保険税がかぶっている人がありますけれども、短期証を交付する世帯というのは、大体が国保だけではなくて、ほかの税金の滞納もあるような状況でございます。発行する際には、必ず窓口で納税相談というのを行いまして、様々事情をお聞きします。その際に、もし今の制度、年金も徴収猶予、納付猶予であるとか、様々制度もありますし、国保の場合も減免という制度もございますので、そのご事情をお聞きしながら、現行の制度で活用できるものはご案内して、共に相談に応じて一緒に考えていく。できるだけ分納ということで納めていただくよう、一緒に分納計画をつくっていくというような流れで取り組んでございます。

以上です。

○委員長（八幡元弘君） 渡辺宏行委員。

○委員（渡辺宏行君） もう一点、保険者は市町村と県というふうに30年からなりましたよね。そのなることによって、胎内市としては、もちろんだんだんとこの厳しい国保財政の中で、県のほうで統一するという事は、統合するという事は、ある程度メリットはあるとは思うのだけれども、今の状況、5年近くになるのだけれども、からしたら課題的なものって今後どういうふうに改善してもらいたいという点があったら教えてもらいたいのですが。

○委員長（八幡元弘君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） 課題というところですが、この県が保険者に加わったということ、それ以前からやはり国保の加入者は高齢者が多くて、所得水準が低いという構造的な問題があって、それについての課題は今県が入ったということであっても変わりなく課題として残ってございます。そこで、県に対して、県が保険者に加わったということで県への納付金、それに付随して保険税という計算が成り立っていくわけなのですけれども、小規模な自治体になりますと、例えば高額な医療費を必要とする方が増えれば、それだけその市町村の保険財政を圧迫するという、納付金が増えて保険税をおのずと上げざるを得ないような状況というのが懸念される場所です。今県下全域の市町村で検討しているところではあるのですけれども、同じ所得、世帯構成であれば同じ保険料となりますように県内全自治体で保険料の統一というところを検討してございます。ただ、医療水準というのがやはり高いところと低いところというのが新潟県の場合大きく差がありまして、低いところはその分保険料が低いというような状況もあり、自治体から様々な意見が出て、なかなか統一ができてはいません。ただ、県としても、また構成市町村としても、いずれは保険料の統一というところを目指すというところは目標を持っていますので、慎重かつ丁寧に議論を進めていかなければいけないというような状況で、まだまだ時間がかかるかなという状況ではございます。

以上です。

○委員長（八幡元弘君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 先ほどの渡辺宏行委員の続きみたいになるのですが、市税のときもお聞きしたのですけれども、コロナ禍で減免、免除というのはどの程度あったかというのですけれども、結局短期保険証や資格証の発行のときに相談に来られた方にそういう指導も当然されていると思うのですけれども、そういう中での減免なんかもあったらお願いします。

○委員長（八幡元弘君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） 国保税、令和3年度につきましては減免の総数は3件でございました。3件でありましたけれども、様々な相談を受けています。コロナ関係でいうと16件の相談があり、そこで該当する方、その制度に合致する方には減免の制度をご案内し、申請をしていたというところではございました。

以上です。

○委員長（八幡元弘君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） それから、279ページの基金なのですけれども、今回一気に9,500万円も基金に積立てすることになった理由、どうしてこんなことになったというか、こういうことになって、全体で約2億円になるわけなのですけれども、令和3年度9,500万円も基金に回すことになったという分析についてお願いします。

○委員長（八幡元弘君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） お答えいたします。

基金9,500万円積みましたけれども、それ以前から1億円の基金というのは持っていました。その9,500万円は、単年度でその財源が生じたというのではなくて、各年度の剰余金が積み重なっていったというところでございます。基金に積まなければ、その会計の中で予備費とかという方法で留保財源という方法もあったのですが、9,500万円ほど基金に積み立てることができますし、その基金を将来的には活用して、国保税がもし上げざるを得ないような状況になったとしても大幅な上昇を抑えるとか据え置くとか、そんなところの財源としても活用できますので、9,500万円積んで、2億円程度というところで積ませていただいたというところでございます。

以上です。

○委員長（八幡元弘君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 医療費の関係なのですけれども、いつも年度の最後のほう、1、2、3月くらいになると、コロナの問題が発生する前は、結構インフルエンザ関係で医療費が伸びたということが言われていましたけれども、3年度についてはそれほどでもないのではないかなというふうに感じてはいますけれども、その辺はどのように見ているのかなというところで、そういうこともあって基金が多く積み立てられるようになったのかなと私は思ったのです。それは間違いですか。

○委員長（八幡元弘君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） お答えいたします。

まず、医療費、保険給付費の令和3年度の状況でございますけれども、令和2年度はやはりコロナの影響、全国的に言われる受診控えなどがありまして、令和2年度は減少したのですけれども、令和3年度につきましてはそれが一定程度落ち着いたということもあって、また1人当たり医療費は伸びてございます。ただ、それが令和元年度の医療費水準までは増加傾向に戻っているような状況ではございました。

2点目の基金のほうなのですけれども、医療費の支出の財源としては県から交付金ということで全額賄われてございますので、医療費についてのみを言えば、支出と収入が2年度間で計算するとほぼほぼイコールになるというような状況なので、保険給付費、医療費が減少したことによって基金の財源が生み出されたというようなところではありませんでした。

以上です。

○委員長（八幡元弘君） ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご質疑がないので、以上で認定第2号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第2号 令和3年度胎内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について直ちに採決したいと思うが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第2号は認定すべきと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第2号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

続いて、認定第3号 令和3年度胎内市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） それでは、288ページから311ページにわたります認定第3号 令和3年度胎内市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について説明申し上げます。

歳入合計収入済額は3億3,231万1,667円、歳出合計支出済額は3億3,063万9,697円となり、歳入歳出差引き167万1,970円を令和4年度へ繰り越すものでございます。

なお、胎内市の被保険者数、保険料の収納関係のデータを別添資料としてまとめて提出してございますので、ご参考としてください。

それでは、歳出から説明いたします。初めに、304ページ、第1款総務費につきましては、被保険者証の交付、各種届出、申請の受付、広報や保険料の徴収などの事務を行うための経費を支出いたしました。

次に、306ページ、第2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、市で徴収した保険料及び低所得者の保険料軽減措置に対する保険基盤安定繰入金を広域連合に納付したものでございます。

次に、308ページ、第3款諸支出金では、保険料の還付、一般会計からの繰入金の精算による返還金となっております。

310ページ、第4款予備費につきましては使用いたしませんでした。

次に、歳入について説明いたします。お戻りいただきまして、294ページをお願いいたします。第1款保険料につきましては、被保険者からの保険料を収入したものでございます。

296ページ、第2款使用料及び手数料は、保険料の督促手数料でございます。

次に、298ページ、第3款繰入金につきましては、低所得者等に係る保険料軽減分の公費補填や後期高齢者医療事務の執行に要する経費として一般会計から繰入金を行ったものでございます。

300ページ、第4款繰越金は前年度からの繰越金でございますし、302ページ、第5款諸収入は保険料徴収に係る延滞金などございました。

以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（八幡元弘君） それでは、ただいま説明のありました認定第3号について質疑を行います。ご質疑願います。

薄田委員。

○委員（薄田 智君） 資料の中でちょっと見ますと、1ページ、人間ドック助成の状況ということで、令和3年度は104人受診されております。率にすると大体2%ぐらいなのですが、この率というのはほかの市町村と比べてどうなのでしょうかねという部分でお願いします。

○委員長（八幡元弘君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） お答えいたします。

後期に対する人間ドックを行っている市町村は、県内で22市町村ございます。その率でございますが、ほぼほぼ全市町村とも2%前後で、うちとさほど変わらないというような状況でございました。

○委員長（八幡元弘君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） ちなみに、人間ドックの助成というのは幾らでございましょうか。

○委員長（八幡元弘君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） お一人1万円を補助してございます。

以上です。

○委員長（八幡元弘君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） 全体にどのぐらい、3万円か4万円かかって1万円という形でよろしいのでしょうか。

○委員長（八幡元弘君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） お答えいたします。

受ける医療機関によって金額は様々ですけれども、おっしゃるとおり、1人通常でいけば大体3万二、三千円前後だと思います。そのうちの1万円の補助ということでございます。

○委員長（八幡元弘君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） この1万円という金額、補助金の部分、これはもう県内ほとんど一緒ですか、それとも市町村によって凸凹あるのでしょうか。

○委員長（八幡元弘君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） お答えいたします。

2つの町で1万5,000円というのがありますし、1つの村で3万円というところもありましたが、それ以外の市町村ほぼ1万円ですべて統一というか、同じ金額で補助されてございます。

○委員長（八幡元弘君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 今さらという話になるかとも思いますけれども、国保の場合は亡くなったときに5万円というのはあるのですけれども、後期高齢者はないわけですよね。ないですよね。あるのですか。

〔「あります」と呼ぶ者あり〕

○委員（丸山孝博君） それは、どこを見れば分かりますか。

○委員長（八幡元弘君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） 私どものほうで受付だけを行って、支出のほうは広域連合のほうで行ってございますので、決算書には表れてございません。

○委員長（八幡元弘君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 胎内市の人数って分かりますか。金額と。

○委員長（八幡元弘君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） 3年度は374名でございました。

○委員長（八幡元弘君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 国保は5万円ですけれども、後期高齢者は幾らですか。

○委員長（八幡元弘君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） 同じく5万円でございます。

○委員長（八幡元弘君） ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご質疑ないので、以上で認定第3号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第3号 令和3年度胎内市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について直ちに採決したいと思うが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第3号は認定すべきと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第3号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたしました。

続いて、認定第4号 令和3年度胎内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について説

明願います。

須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） おはようございます。認定第4号 令和3年度胎内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

決算書の314ページをお開き願います。次の315ページの歳入の収入済額の合計は37億6,627万399円でございます。次のページになりますが、歳出の支出済額の合計は35億6,728万2,137円でございます。歳入歳出差引き残額の1億9,898万8,262円は、令和4年度へ繰越しをいたします。

初めに、歳出からご説明を申し上げます。338ページをお開き願います。338ページから341ページにわたります第1款総務費では、1項総務管理費で職員の人件費、2項徴収費では第1号被保険者の保険料賦課徴収に係る経費、3項介護認定審査会費は要介護、要支援認定事務に係る新発田地域広域事務組合負担金、2目認定調査等費では訪問調査員の報酬等、340ページ、4項介護保険運営協議会費では介護保険運営協議会の委員謝礼が主な支出でございます。

次に、342ページから347ページにわたります第2款保険給付費につきましては、342ページの1項介護サービス等諸費では要介護認定者に対するサービスごとの給付費、2項介護予防サービス等諸費では要支援認定者に対するサービスごとの給付費でございます。

なお、保険給付費の前年度との比較では694万5,427円の増で、比率では0.22%増加しております。給付費が伸びた主なものは、1項2目地域密着型介護サービス給付費及び3目施設介護サービス給付費で、前年度と比較いたしますと地域密着型介護サービスが4,937万円、7.6%の増、施設介護サービス費が4,623万円、3.7%増加しております。一方、給付費が減少した主なものは、1項1目居宅介護サービス給付費で、前年度比7,173万円、8.8%減少しております。

次に、344ページから347ページにかけては、高額介護サービス費に係る支出、特定入所者介護サービス費が主な支出でございます。

次に、348ページから355ページにわたります第3款地域支援事業費につきましては、348ページ、1項介護予防・生活支援サービス事業費では介護予防・日常生活支援総合事業の通所型及び訪問型サービスの支出が主なもので、2項一般介護予防事業費では350ページで65歳以上の高齢者を対象とした地域における介護予防活動の支援、健伸館の運営に係る支出が主なものでございます。

3項包括的支援事業・任意事業費につきましては、地域包括支援センターが行う総合相談支援、権利擁護、ケアマネジメント支援等の包括的支援事業委託料のほか、352ページに移りまして、紙おむつの支給のほか、在宅医療、介護連携の推進、高齢者の生活支援体制づくり、認知症に対する総合的な支援を行う認知症地域支援推進員の活動に係る委託料が主なものでございます。

次に、356ページ、第4款基金積立金は、介護給付費準備基金への積立てでございます。なお、令和3年度末時点における基金積立額は4億341万1,188円となっております。

次に、360ページ、第6款諸支出金では、支払基金、国、県負担金の前年度の精算に伴う返還金

及び一般会計からの繰入金に対し、精算により一般会計へ繰り出したものでございます。

続いて、歳入についてご説明申し上げます。お戻りいただきまして、320ページをお願いします。
第1款保険料は、第1号被保険者の現年度分及び滞納繰越分の介護保険料でございます。

次に、322ページ、第2款使用料及び手数料では、督促手数料、事業者の指定の更新に係る手数料でございます。

次に、324ページ、第3款国庫支出金では、法定負担割合に基づく国の介護給付費負担金、調整交付金、総合事業に係る交付金及びシステム改修に係る補助金、国が保険者の機能や予防対策の取組を評価し、交付される保険者機能強化推進交付金などがございます。

次に、326ページ、第4款支払基金交付金は、介護給付費に対する交付金で、40歳から64歳の第2号被保険者の保険料負担割合に基づいた社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

328ページ、第5款県支出金は県からの負担金及び補助金、332ページに移りまして、第7款繰入金では一般会計及び介護給付費準備基金からの繰入金でございます。

次に、334ページ、第8款繰越金は前年度の繰越金で、336ページ、第9款諸収入は介護予防教室の利用料が主なものでございます。

なお、要介護認定者数、認定率、受給者数等の状況につきましては、お配りさせていただきました介護保険事業特別会計決算審査資料に過去3年の推移を記載しております。どうぞよろしくお願いたします。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（八幡元弘君） それでは、ただいま説明のありました認定第4号について質疑を行います。ご質疑願います。

羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） 決算審査資料の3ページを見ていただきたいのですが、8のサービス別受給率を見ますと、居宅サービスが県と比較しまして5%少ないです。あと、地域密着型サービスは1%の増です。あと、施設介護サービスは県と比較して4%の増になっております。それで、次のページの4ページですと、受給者1人当たりの金額は出ておりますが、居宅サービスを受けている人の人数、あと地域密着型サービスを受けている人数、あと施設介護サービスを受けている方の人数をお知らせください。

○委員長（八幡元弘君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） 初めに、資料の3ページの8番の受給率についてのご質問でございますが、居宅サービスの利用者数、令和3年度につきましては873人、そして地域密着型サービスについては令和3年度248人、施設介護サービスにつきましては390人でありまして、内訳につきましてはその前のページのところに、2ページになりますが、介護度別の受給者数というこ

とで、これがサービス利用者数になります。

次に、資料の4ページの居宅サービス、地域密着型サービスの人数についてでございますが…人数だけでよかったですでしょうか。先ほど申し上げた人数ということでもよかったですでしょうか。以上になります。

○委員長（八幡元弘君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） ありがとうございます。ちゃんと表に載っていたのに見落としとしておりまして、すみません。

あと、今の4ページですけれども、地域密着型サービスの市の1人当たりの額が1か月23万9,005円ですけれども、隣の県のほうが18万5,149円ですから、比較しますと1人当たり5万3,856円高いのです。ですから、胎内市としての何か特徴があるのかお知らせください。

○委員長（八幡元弘君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） 地域密着型サービスが県に比べると高くなっているという主な理由ですけれども、胎内市には地域密着型サービスといたしまして小規模型の特別養護老人ホーム、これが3か所ございますし、また認知症対応型のグループホームが7事業所というところで、そのサービス基盤と申しましょうか、サービス提供する事業所、これはもちろんニーズがあつてのことですけれども、そこが国、県と比較いたしますと数があつて、地域密着型ですから、胎内市民が利用されているといったところで、そちらのニーズが胎内市の場合高いといったところが主な理由でございます。

○委員長（八幡元弘君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） いえ、これは1人当たりの単価ですよ。1か月当たり支払っている金額ですから、何でこんなに胎内市が、例えばとてもサービスのいいグループホームで、県ではしていないようなことをしていらっしゃるのか、地域密着型の老人ホームで、県では普通というか、手薄なところを丁寧に何かしているのか、何でこんなに5万円も差が出るのでしょうか。

○委員長（八幡元弘君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） 失礼いたしました。単価といいますか、金額の1人当たりの単価の理由ですが、少し答弁欠けておりまして申し訳ございません。地域密着型サービスには、通いであつたり泊まりができる小規模多機能型居宅介護というサービスもございますし、それから認知症対応型の通所介護、デイサービス、そういったものも含まれるものでございまして、様々サービスの種類がある中で、先ほど申しました認知症対応のグループホームにつきましては、大体平均ですけれども、1人当たり月額で25万7,000円ほどの給付費になります。そして、小規模特養のほうがおよそ28万円ほどの給付費になるというところで、そういうところの施設が数が充実しているものですから、1人当たりの給付費になるとどうしても上がっているといったところが主な理由でございます。

- 委員長（八幡元弘君） 羽田野委員。
- 委員（羽田野孝子君） では、県平均のところには通いの方も結構大勢いらっしゃるから、安くなっていて、胎内市は入所の方が多いので、高くなるでよろしいですか。
- 委員長（八幡元弘君） 須貝福祉介護課長。
- 福祉介護課長（須貝正則君） はい。そのように分析と申しますか、捉えております。
- 委員長（八幡元弘君） 渡辺栄六委員。
- 委員（渡辺栄六君） 341ページに要介護認定調査委託料が挙がっております。被保険者に対して介護認定を受けている方は何%くらいでしょうか。
- 委員長（八幡元弘君） 須貝福祉介護課長。
- 福祉介護課長（須貝正則君） 被保険者に対する認定者の割合ということで……大変申し訳ございませんでした。認定率ということで、被保険者に対する認定者の割合につきましては胎内市17.65%でございまして、県、国の状況につきましてはお手元の資料の1ページの一番下のところに記載されてございます。よろしく申し上げます。
- 委員長（八幡元弘君） 渡辺栄六委員。
- 委員（渡辺栄六君） 353ページに介護予防・日常生活支援体制整備協議会ということで載っていますが、この令和3年度、コロナ禍で介護予防教室等の影響、介護予防教室とか一時期できなかったときもございましたが、そういった影響はどのように捉えていますでしょうか。
- 委員長（八幡元弘君） 須貝福祉介護課長。
- 福祉介護課長（須貝正則君） 介護予防教室等のコロナの影響でございしますが、給付型といいますが、ミニデイサービスのよう形で短期集中型でやっているところはできるだけ休まずということで、そちらのほうの教室につきましては令和元年度、2年度、3年度ともほぼ同じ回数で行っておりますが、一般介護予防、例えば脳活性化教室でありますとか、一部の教室においては感染が拡大した期間休んだといったところでございまして、例えばときの会という一般の方々が参加される教室で申しますと、令和元年度が年18回のところを令和3年度は14回であるとか、その他の教室でも令和元年度11回のところを9回といったところで、何割かお休みした期間があるといった状況でございまして。
- 委員長（八幡元弘君） 渡辺栄六委員。
- 委員（渡辺栄六君） 介護認定を受けている方の割合出していただきましたけれども、介護保険はずっと長く払っているけれども、介護の世話なんか受けたことがないということで、喜ばしいことではあります。国保のような健康奨励賞のような励み、こういった介護保険についてはその辺の考え方というのはどんな状況でしょうか。
- 委員長（八幡元弘君） 須貝福祉介護課長。
- 福祉介護課長（須貝正則君） お答えをいたします。

介護保険そのものが国の規定に基づいてといったところで、国のほうでもそうですし、全国のほかの保険者のところもそうなのですが、今そういった取組を行っている例は聞いておりません。なお、その辺、これからまた国や県のほうに確認をしてみたいと思いますが、現状県内においてもそういう取組はいたしておりませんし、現時点においてその部分、何か検討している段階にはないということでございます。

○委員長（八幡元弘君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） 今栄六委員言われた資料の関係でちょっとお聞きしますが、資料の1ページの1番、令和3年度の世帯数、被保険者、つまり65歳以上の方のいる世帯が6,679世帯で、被保険者数が1万35人という内容なのですが、この内訳で、例えば独り暮らしの世帯が何人、何世帯あるのか、併せて65歳以上の2人以上の世帯が何世帯あるのか、そういう部分は把握されているのでしょうか。

○委員長（八幡元弘君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） お答えいたします。

独り暮らし高齢者については、民生委員さん等で訪問調査といったものを毎年行っているところでございまして、令和3年度、独り暮らしが1,400世帯と申しますか、人というところがございますし、高齢者のみ世帯、高齢者のお二人、3人暮らしの方もほぼほぼ同数、1,300台といったような状況でございます。

以上です。

○委員長（八幡元弘君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） 独り暮らし1,400世帯、2人以上が1,300世帯という話なのですが、その高齢者世帯の今回介護を受けている、サービスを受けている割合、そういったもの、今17%が市のあれだと。それはやはり高いのだと予想するのですけれども、その辺の把握はされていないのでしょうか。

○委員長（八幡元弘君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） すみません。つぶさに数字的なものは、申し訳ございません、把握できておりません。ただ、やはり同居家族がいないというところで、明らかにサービス利用というものは増えている。やはり自分ではなかなか難儀な部分も、ヘルパーさんを使ってというようなことからサービス利用を始められる方は非常に多いといった状況でございますので、ご理解願います。

○委員長（八幡元弘君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） あと、独り暮らしの世帯、1,400世帯について、市としてどんな形で交流というか、健康状態を把握したり、交流、サポート、そういった形をしているのかなという部分でもしあればお願いします。

○委員長（八幡元弘君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） お答えいたします。

毎年訪問調査ということで、その調査対象を高齢者のみの世帯ということで、調査時に少しお話をさせていただきながら、近況であるとか、それから健康状態の部分についても、かかりつけのお医者さんであったり、差し支えなければ持病のあたり、お薬の状況なども書面にして記載をしていただきます。その控えは、いざというときに取っておいてくださいねとお渡ししますし、市としてもそれを、情報をいざというときに消防署等に提供できるように整えてございます。そこで気になる方がいらした場合は、福祉介護課のほうで高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターがございますので、そこは横の連携の中で訪問活動につなげたり、必要に応じては支援をやったりということで、地域から情報をいただいた際も同様ですけれども、そのような取組を行っているところでございます。

○委員長（八幡元弘君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） 337ページの介護予防型ミニデイの、去年は10人、330回利用していらっしゃるといって、今が14万7,300円ですけれども、去年は26万4,800円だったのですが、結構減っているのですけれども、現在何人利用されておりますか。

○委員長（八幡元弘君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） 申し訳ございません。337ページの歳入の部分のミニデイの利用者数ということでよろしかったでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○福祉介護課長（須貝正則君） ミニデイは、健伸館で毎週行っている事業でございまして、通常の介護サービスには至らない、その前段階の虚弱な方を対象に行っていまして、令和3年度におきましては実人数で7人、年間延べで196回ということでございます。前年よりも若干コロナの影響もあり、実人数3人ほど減少している状況でございます。

○委員長（八幡元弘君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） 健伸館では随分よくやっていただいて、めきめきよくなる方がいらっしゃって、本当に感心しておりました。

あと、349ページの訪問型サービスAの委託料、これは年々増加しておりますけれども、令和3年度は何人利用されましたでしょうか。

○委員長（八幡元弘君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） 訪問型サービスの利用者数でございます。訪問型サービスAということで、少し緩和したサービスをNPO法人に委託して行っておりますが、これにつきましては令和3年度、実人数で17人、延べで172人、訪問回数で申しますと年間でトータル919回ということでございまして、これは令和2年度の実績に比較いたしますと約100回、年間の延べ訪問回数

は100回ほど増えている状況でございます。

○委員長（八幡元弘君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） 私がお願いしました資料で、資料3ページを見ていただきますと、介護認定をしていない方が結構大勢いらっしゃるということで、介護予防はしっかりなされているというのが分かっております。あと、申し上げたいのが、次の資料3ですけれども、要介護……

○委員長（八幡元弘君） 羽田野さん、資料というのはどれのことですか。この横にあるやつで。

○委員（羽田野孝子君） このラベルつけていただいているほうの資料3をお願いします。要介護3以上の方の在宅、入所別を出していただきました。要介護3から5までの方で施設に入所していらっしゃる方が432人、在宅サービスで頑張っている方が285人です。要介護3、4、5とだんだん重くなるのですけれども、一番重い要介護5の方でも入所者が126人、在宅が50人で頑張っているということです。それで、本当にこの介護保険を見ていますと、在宅で頑張る人が、居宅サービスの人が年々割合が減っていて、施設入所の人が年々増えているのです。ですから、在宅介護の人にサービスを手厚くして、あと普通のおうちにいらっしゃる90歳代の方がおうちで誰の手も借りずに元気でいられれば、随分介護保険上も助かっていますというようなサインを送ってあげばいいのではないかなというふうに思います。ですから、資料2で、資料2をもう一回見てください。100歳代で介護保険を認定していない方はお一人、90代では26%の方が介護保険を認定しないでいらっしゃる方です。80歳代では70%が健康な人ということになるわけで、普通におうちで元気で過ごしていらっしゃる方にはエールを送るというか、胎内市としては元気でいていただくと助かるのです、介護保険上助かるのですというようなことで何かPRをしてあげばいいのではないかなと思いますが、お考えはいかがでしょう。

○委員長（八幡元弘君） 羽田野さん、質問は。

○委員（羽田野孝子君） 介護保険の財政はだんだん厳しくなるような気がいたしますし、今回は基金を積んで、同じような金額で推移していましたが、この先どんなふうにして介護保険を考えていかれるのかお聞かせください。

○委員長（八幡元弘君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） 担当のほうで当然いろいろ考えながら取り組んできているところですが、羽田野委員からもそうですし、渡辺栄六委員からもいただいたところは類似点があるのだろうというふうに認識しております。すなわち、できるだけ健康寿命が延伸されて、そして元気で介護保険のサービスを受けずに済むということであれば、誰にとってもこれは理想形なわけでございますから、何らかの国保で言われているインセンティブのようなものも考えていけたら、そのようにしてまいりたいと思っております。先ほどのところで、これは渡辺宏行委員のほうからお話が、ほかの方からもあったかもしれませんが、大体1,400世帯ぐらいが高齢者独り暮らし、それからほぼ同数のところが高齢者のみの世帯で、合わせると高齢者のみの世帯が2人の

場合もあれば3人の場合もあるでしょう、それは。でも、大体2人というふうにみなすと4,200人ぐらいの方々が高齢者おひとり暮らしか高齢者のみの世帯ということになっていますから、ひとしく一言で在宅の方と言っても、まさに老老介護に象徴される方々や高齢者おひとり暮らしの方々と、ほかの若年世代のいる世帯の方々とはやはりその趣というか、サポートしやすさの環境が異なっているといったところは認めておかなければいけない、認識しておかなければいけないのだらうと思っております。だから、究極は介護保険だけではなくて、おっしゃるように、そういう方々がとにかくできるだけ末永く健康寿命が延伸されて、元気でいらっしゃるためにどういったサポートなり奨励なりをしたらいいか、少し分析などもしながら、広く捉えて、有効な手だてがあれば考えていくということでご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○委員長（八幡元弘君） 森田委員。

○委員（森田幸衛君） 今の市長の答弁を受けてというよりも、先ほど薄田委員の質問に出てきた高齢者ひとり暮らしの世帯が1,400ということに絡めて質問させていただきましても、私の義理の母も間もなく90になろうとしてひとり暮らしをしています。先日、たまたま私しか空いている者がいなくて、ちょっと来てくれということで駆けつけて、それはちょっとけがした程度だったのですけれども、初めて高齢者に配られるという冷蔵庫に入っている筒状の情報とキーホルダーを見させてもらいました。それは、いつ配られて、そのキーホルダーの登録番号を見れば全て情報が出るような仕組みになっているのでしょうか。

○委員長（八幡元弘君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） 先ほど少し触れさせていただきましたが、訪問調査した際の医療情報、かかりつけ医等、それからいざという場合の緊急連絡先等を確認いたしまして、記載したものを複写で、1部は、いざというときに救急隊が駆けつけた際に、これ全国的に、では冷蔵庫で統一しましょうかといったところがございまして、胎内市もそのようにさせていただいております。平成24年度からその取組を開始したところでございます。また、その翌年から外出時における緊急事態に備えるということで、胎内たすくという名称で、個人情報をごにに記載するわけにはいきませんので、番号のみで、その番号を照会、消防署、警察等から照会があれば詳細をご提供できるというような仕組みで、毎年民生委員の訪問調査時にお配りをさせていただいております。

○委員長（八幡元弘君） 森田委員。

○委員（森田幸衛君） ありがとうございます。何か違う会計の話だと今指摘されたのですけれども、初めて中身を見させてもらったときに気になったのが、今飲んでる薬のデータはかなり古いもので、毎年1回訪問してということなのですから、正確な情報なのかなというふうな疑問が残りましたので、質問させていただきました。よろしくお願ひします。

○委員長（八幡元弘君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） 私どもでというよりも、その方から例えばお薬手帳なりを見せていただいて更新するのですけれども、そこら辺、救命医からは非常に重要なところですからと言われておりますので、なおしっかりとした調査にこれからも取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございました。

○委員長（八幡元弘君） ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご質疑がないので、以上で認定第4号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第4号 令和3年度胎内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第4号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第4号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたしました。

続きまして、認定第5号 令和3年度胎内市黒川診療所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

金子健康づくり課長。

○健康づくり課長（金子千恵君） 認定第5号 令和3年度胎内市黒川診療所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

決算書の365ページからになります。歳入の収入済額合計は367ページのとおり5,320万7,188円で、歳出の支出済額合計は369ページのとおり4,966万7,501円となり、歳入歳出差引き残額は368ページに記載したとおり353万9,687円となり、令和4年度へ繰越しいたしました。

ここで、利用者について申し上げます。医科でございますが、令和3年度の利用者は延べ493人で、前年度と比較して5人、率にして1%の減となりました。歯科につきましては、利用者は4,836人で、前年度と比較して321人、率にして6.2%の減となりました。

それでは、個々の内容について歳出からご説明申し上げます。382、383ページをお開きください。1款衛生費、1項保健衛生費、1目医科診療費につきましては、診療所の医科の部門における運営経費であり、看護師等の会計年度任用職員の賃金、医薬材料費、その他の診療所の維持管

理運営に係る経費でございます。11節役務費の手数料は、臨港病院からの医師派遣に係る費用が主な支出でございます。

2目歯科診療費につきましては、歯科及び歯科分室の運営経費で、12節委託料の歯科診療業務委託料は歯科医師2名の診療業務に対する委託料、13節使用料及び賃借料はレントゲンのリース料が主なものでございます。

384、385ページの2款公債費は、平成28年度に診療所の駐車場整備工事等を行った際の起債償還の元金と利子でございます。

386、387ページの予備費は使用しませんでした。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。372、373ページをお開きください。第1款使用料及び手数料、1項使用料、1目衛生使用料につきましては医科及び歯科の診療収入、2項手数料、1目衛生手数料は介護保険主治医意見書の作成料でございます。

374、375ページの第2款県支出金、1項県補助金、1目衛生費県補助金は、へき地診療所運営事業に対する県の医療施設運営費補助金でございます。

376、377ページの第3款繰入金は、一般会計からの繰入金でございます。

378、379ページ、第4款繰越金は前年度からの繰越金、380、381ページ、第5款諸収入、2項雑入、1目雑入は、歯科医師1名が令和3年度の途中で退職したことにより、既に歯科医師会に支払っていた負担金の一部が返還されたものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（八幡元弘君） それでは、ただいま説明のありました認定第5号について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご質疑ないので、以上で認定第5号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第5号 令和3年度胎内市黒川診療所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について直ちに採決したいと思うが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第5号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第5号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたしました。

続いて、認定第6号 令和3年度胎内市地域産業振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

榎本農林水産課長。

○農林水産課長（榎本富夫君） それでは、認定第6号 令和3年度胎内市地域産業振興事業特別会計決算についてご説明申し上げます。

決算書390ページをお願いいたします。歳入合計は支出済額2億711万3,712円であり、次の392ページ、歳出合計で支出済額2億684万1,639円でありまして、歳入歳出差引き残高27万2,073円を令和4年度に繰り越すものでございます。

それでは最初に、歳出のほうからご説明申し上げます。408ページをお願いいたします。1款農林水産業費、1項1目地域産業総務費は、消費税及び地方消費税が還付申告となったことから、支出はございませんでした。

2目地域活性化センター運営費は、ハム製品、胎内高原の水等の販売、また胎内市産紅はるか、はるかなたペーストの販売に要する経費のほか、施設の維持管理に要する経費を支出してございます。

3目米粉製造施設運営費では、12節委託料で新潟製粉株式会社への米粉製造処理業務委託料を支出しております。前年度と比べて減少しておりますけれども、令和4年度、今年度から委託方式から自主生産に切替えを行うため、段階的に減額したものでございます。

4目農産物加工施設運営費は、10節需用費の修繕料で火災報知器修繕に要する経費、12節委託料で胎内高原ミネラルハウスの施設管理委託料を支出いたしました。14節工事請負費は、落雷により被害を受けました給水ポンプの修繕、また空調設備が故障したことから設置を行ったものでございます。

5目ワイン製造施設運営事業費では、製造及び販売経費のほか、施設の維持管理経費となりますけれども、410ページをお願いします。10節需用費の消耗品費につきましては、ワインのボトル、また箱、施設用の消耗品が主な支出でございます。印刷製本費は、ワインラベルの印刷でございます。12節委託料でワイン醸造委託料でございまして、新潟フルーツパークへの醸造補助作業委託、また醸造指導業務委託料が主な支出でございます。13節使用料及び賃借料で醸造用の機器につきましてはスパークリングワインの充填機器の賃借料、15節原材料費は加工用ブドウ及び醸造用の原材料であり、17節備品購入費は醸造用のたるの購入でございます。

次に、414ページ、3款公債費、1項公債費でありますけれども、米粉製造施設及び胎内高原ミネラルハウスの長期債償還元金と償還利子でございます。

4款予備費は、4目の工事請負費へ充用してございます。

続きまして、歳入に入りますが、戻りまして396ページをお願いいたします。1款事業収入、1項1目地域活性化センター事業収入は、ハム製品、胎内高原の水等、はるかなたペーストの販売

収入でございます。

2項1目米粉製造事業収入は、新潟製粉株式会社へ委託した米粉の販売収入でございます。

3項1目農産物加工事業収入は、胎内高原ハウス株式会社へ委託したミネラルウォーター、お茶等の販売収入でございます。前年度と比較いたしますと1,420万円ほど減少しておりますが、コロナ禍の影響によりまして、主にプライベートブランド製品の販売減少が要因でございます。

4項1目ワイン製造施設運営事業収入は、ワインの販売収入であります。前年度と比較いたしますと、販売本数は9,123本と前年とほぼ同数となっております。

次に、398ページ、2款使用料及び手数料、2目行政財産目的外使用料は、電柱の敷地使用料でございます。

400ページ、3款財産収入、1項1目利子及び配当金は新潟製粉株式会社からの配当金、2目財産貸付収入は胎内高原ハウス株式会社の第2工場の用地貸付料でございます。

402ページ、4款繰入金、1項一般会計繰入金では本会計運営費の補填分、2項特別会計繰入金には鹿ノ俣発電所からの電気料軽減のための配当分でございます。

404ページ、5款繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

406ページ、6款諸収入、1項1目雑入であります。消費税及び地方消費税の還付金、井戸の給水ポンプの落雷に要する共済金が主なものとなっております。

以上で認定第6号 令和3年度胎内市地域産業振興事業特別会計決算について説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（八幡元弘君） それでは、ただいま説明がありました認定第6号について質疑を行います。ご質疑願います。

佐藤委員。

○委員（佐藤陽志君） お願いいたします。411ページ、15番、原材料費、これ確認させてもらいたいのですが、ブドウそのものということによろしかったでしょうか、お願いいたします。

○委員長（八幡元弘君） 榎本農林水産課長。

○農林水産課長（榎本富夫君） 加工用ブドウが1,058万9,770円、そのほか砂糖であるとか酵母であるとかという原材料もございまして、その分が15万7,636円入っております。

○委員長（八幡元弘君） 佐藤委員。

○委員（佐藤陽志君） ブドウそのものも買っているということですが、私もワインを頂いておりますが、株主というのでしょうか、応援団というのでしょうか、何人とか何口になるのか教えていただけますでしょうか。

○委員長（八幡元弘君） 榎本農林水産課長。

○農林水産課長（榎本富夫君） 申し訳ございません。正確な数字は今ちょっと手元に資料ないのですけれども、十五、六人……

〔「オーナー、株主」と呼ぶ者あり〕

○農林水産課長（榎本富夫君） オーナーですね。すみません。間違えました。申し訳ございません。大体になりますけれども、個人会員が約300人弱、あと法人が20団体ぐらいです。すみません。

○委員長（八幡元弘君） 佐藤委員。

○委員（佐藤陽志君） 私の質問も中途半端で申し訳ありませんでした。

まず、397ページの1項4目でしょうか、ワイン製造、収入が1,776万円、これも大体昨年同様だと思います。対しまして支出も、409ページ、2,980万円、これも大体昨年同様だと思います。今後の見通しについてお聞きしたいのが1つ。それと、単にこの収支に表れない市民に対する啓発でありますとか、市外に対する宣伝広告的な効果、その辺はどのようにお考えか、市の認識をお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（八幡元弘君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） お答えいたします。

大切なご指摘、ご質問だというふうに認識しております。いろいろな特産品、地域の魅力、地域の資源といいたいでしょうか、そういうことの中にワインもそうでございますし、米粉も同様だというふうに思っています。ワインに関して言いますと、市内にももちろんそうなのですが、市外、広く全国にPRできる、そしてファンになってもらえるようにこれを進めていかなければいけませんし、収支もきちんと改善すべきは改善していけるようにというふうに今様々段取りながら、どこにどういうふうに販売していくのかという戦略を固めて、進めているところでございます。収支に関しては、これから先四、五年の間にしかるべく、そんなに大きなプラスにならなくても、収支が整い、プラスも生めるような、そういうふうに考えていくべきだし、そうしなければならぬと思っています。ただ、本当にどう売るかの前にどう作るかといったところも残念ながらまだ弱いところがございます。そこを、例えば今年できたワインというのはもちろん今年のブドウではないわけでございますけれども、今年のブドウもかなり収穫トン数が、これは豪雨の影響とかもあつたかもしれませんけれども、減っている。接ぎ木をしながら、そして災害等があつても一定程度は確保できるような、暑さもあり、風も雨もあつても一定程度やはりきちっと栽培管理をして、だんだん、だんだん接ぎ木をして増やしていく。そこによってワインの量も品質とともに増やしていくという、そういう戦略でなければならぬというふうに考えながら進めているところでございます。いつまでも幻のワイン、幻のワインというようなことで、それがいい意味で使われるだけではなくて、本当に安定的なロットと、そして品質も満たし、知名度も高まっていくように考えてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○委員長（八幡元弘君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 408ページですが、米粉製造、それからミネラルハウスの内容、それからワイン醸造、それぞれ委託しているわけですがけれども、この委託するに当たっての算出根拠といい

ますか、委託内容について、この3つ、どのようにして委託料を払っているのか、お願いします。

○委員長（八幡元弘君） 榎本農林水産課長。

○農林水産課長（榎本富夫君） 委託料の内訳でございますが、いずれも会社のほうから年度計画というものを、製造量というか、年度計画をつくっていただきまして、それに基づく内容で人件費であるとか需用費、また通信費等々算出をいただきまして、その金額を委託料としてお支払いしているという状況でございます。

○委員長（八幡元弘君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） ミネラルハウスを見ると、かなり、当初予定した額よりも4分の3ぐらいしかないわけですが、それについての内容というのはどうなのでしょう。

○委員長（八幡元弘君） 榎本農林水産課長。

○農林水産課長（榎本富夫君） こちらミネラルハウスでございますが、当初大体年間300万本の製造を予定しておりましたけれども、結果、コロナ等でやはりイベント等もないというようなこともありまして、200万本ちょっとの製造で終わっているという状況でございます。

○委員長（八幡元弘君） ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご質疑がないので、以上で認定第6号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第6号 令和3年度胎内市地域産業振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご異議ないので、これより採決をします。

認定第6号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第6号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたしました。

続いて、認定第7号 令和3年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

榎本農林水産課長。

○農林水産課長（榎本富夫君） それでは、認定第7号 令和3年度鹿ノ俣発電所運営事業特別会計決算についてご説明を申し上げます。

決算書420ページをお願いいたします。歳入合計で収入済額1億3,598万5,120円であり、続いて

422ページ、歳出合計で支出済額 1 億3,536万3,325円でありまして、歳入歳出差引き残額62万1,795円を令和4年度に繰り越すものでございます。

初めに、歳出のほうからご説明申し上げます。434ページをお願いいたします。1款農林水産業費、1項1目鹿ノ俣発電所費は、発電事業及び施設の維持管理に要する経費であり、2節給料から4節共済費までは職員2名分、また会計年度任用職員2名分の給料等でございます。10節需用費の修繕料は、制御用のアラーム、水位計、取水口の修繕が主な支出でございます。12節委託料では、3年に1回行います発電機や制御盤、導水管等の点検整備を行う発電設備点検整備業務委託料、また転送遮断用の信号伝送装置更新業務委託料が主なものであり、13節使用料及び賃借料は発電をするための河川の水使用料を県に納付いたしております。14節工事請負費は、8月に水圧管が破損したことから、送水管路及び道路の補修工事を行ってございます。24節積立金は、今後の設備改修等に備え、基金積立金を行ったものでございます。26節公課費は消費税及び地方消費税、27節繰出金で一般会計繰出金は5つの施設における電気料金軽減のための配分と、それと排水機場のポンプ改修、農道橋の補修に要した経費として繰り出し、地域産業振興事業繰出金はワイナリーの電気料金の配分として繰り出したものであります。

次に、436ページ、2款公債費は、長期債の償還元金及び償還利子でございます。

次に、438ページ、3款諸支出金は、1目農業集落排水事業で4つの農業関連施設の電気料金軽減のため、簡易水道事業は3つの施設の電気料金軽減のための配分としての補助金でございます。

次に、440ページ、4款予備費につきましては、水圧管路補修工事へ充用してございます。

続きまして、歳入に移りますが、お戻りいただいて426ページをお願いいたします。1款財産収入は、鹿ノ俣発電所運営事業基金利子でございます。

次に、428ページ、2款繰入金は、水圧管路破損に伴い発電を停止したことで売電収入が減少したため、基金から繰り入れております。

次に、430ページ、繰越金は前年度繰越金でございます。

432ページ、4款諸収入、2項雑入は、発電所の売電収入でございます。前年と比較いたしますと約5,200万円減少いたしました。7月までは順調に発電が行われておりましたけれども、8月上旬に水圧管路が破損し、11月中旬まで発電を停止いたしました。それに加えまして、1月、2月が降雪と寒い日が多いということで、湧水がなく、水が凍ると雪が解けないということで発電量も減少したということから、売電収入も減少いたしております。

以上で認定第7号 令和3年度鹿ノ俣発電所運営事業特別会計決算についての説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（八幡元弘君） それでは、ただいま説明がありました認定第7号について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） 質疑がないので、以上で認定第7号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第7号 令和3年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第7号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第7号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

続いて、認定第8号 令和3年度胎内市公共下水道事業会計決算の認定について説明願います。
榎本上下水道課長。

○上下水道課長（榎本武司君） それでは、認定第8号 令和3年度胎内市公共下水道事業会計決算について説明申し上げます。

別冊、緑色の決算書でございます。それでは、決算の状況について、収益的収支からご説明いたします。1、2ページをお願いいたします。収入決算額は11億6,138万5,760円でございます。

次に、支出決算額は9億2,169万69円でございます。

主な収入及び支出については、18ページをお願いいたします。なお、こちらのページは税抜きで表示しておりますので、よろしくをお願いいたします。中段の（2）、事業収入に関する事項を御覧ください。主な収入は、下水道使用料、他会計補助金、長期前受金戻入であります。

次に、下段の（3）、事業費に関する事項を御覧ください。主な費用は、管渠及び処理場費、減価償却費、支払利息であります。

収益的収支の差引きは、ページ戻りまして5ページの損益計算書、下のほうから3行目の当年度純利益の2億3,797万8,464円でございます。

続きまして、資本的収支についてご説明いたします。3ページ、4ページをお願いいたします。収入決算額は4億1,154万4,648円でございます。主な内訳は、企業債、他会計補助金、受益者負担金及び分担金であります。

次に、支出決算額は8億7,738万7,536円でございます。主な内訳は、建設改良費、企業債償還金及び他会計借入金償還金であります。なお、建設改良費3,243万2,400円を翌年度に繰越しいたしました。

次に、下の欄外に記載しておりますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する4億6,584万

2,888円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

次の5ページには公共下水道事業の損益計算書を掲載しております。当年度純利益と前年度繰越欠損金を合わせた当年度未処理欠損金は13億2,824万6,242円となりました。

次に、6、7ページの上段は剰余金の計算書であり、資本金や剰余金の処理状況を掲載しております。下段は欠損金処理計算書で、13億2,824万6,242円を翌年度に繰り越すものであります。

次に、8ページ、9ページ、10ページは貸借対照表であり、令和3年度末における公共下水道事業の経営の状態を表した表でございます。

13ページ以降については決算附属書類を掲載しておりますので、よろしくお願いたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（八幡元弘君） それでは、ただいま説明のありました認定第8号について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご質疑ないので、以上で認定第8号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第8号 令和3年度胎内市公共下水道事業会計決算の認定について直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第8号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第8号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご意見ないので、以上で意見の聴取は終了いたしました。

お諮りします。昼食のため休憩したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご異議ないので、休憩といたします。

午前11時47分 休憩

午後 零時56分 再開

○委員長（八幡元弘君） 多少早いですけれども、おそろいですので、休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、認定第9号 令和3年度胎内市農業集落排水事業会計決算の認定について説明願います。
榎本上下水道課長。

○上下水道課長（榎本武司君） それでは、認定第9号 令和3年度胎内市農業集落排水事業会計決算について説明申し上げます。

別冊、紫色の決算書でございます。決算の状況について、収益的収支から説明いたします。1ページ、2ページをお願いいたします。収入決算額は7億4,622万4,664円でございます。

次に、支出決算額は5億6,621万9,534円でございます。

主な収入及び支出については、18ページをお願いいたします。こちらのページは税込み表示でしておりますので、よろしくをお願いいたします。中段の（2）、事業収入に関する事項を御覧ください。主な収入は、下水道使用料、他会計補助金、長期前受金戻入であります。

次に、下段の（3）、事業費に関する事項を御覧ください。主な費用は、管渠及び処理場費、減価償却費、支払利息であります。

収益的収支の差引きは、ページ戻りまして5ページ、損益計算書の下から3番目の当年度純利益1億8,000万5,130円でございます。

続きまして、資本的収支について説明いたします。戻りまして3ページ、4ページをお願いいたします。収入決算額は2億3,637万5,244円でございます。内訳は、企業債、国庫補助金、県補助金、工事負担金であります。

次に、支出決算額は4億9,525万3,867円でございます。内訳は、建設改良費、企業債償還金、他会計借入金償還金であります。なお、建設改良費3,612万1,200円を翌年度に繰越いたしました。

次に、下の欄外部分に記載しておりますが、資本的収入が資本的支出に不足する額2億5,887万8,623円は、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

次の5ページは、農業集落排水事業損益計算書であります。当年度純利益と前年度繰越欠損金とを合わせた当年度未処理欠損金は10億1,629万3,490円となりました。

次に、6、7ページ上段は剰余金計算書であり、資本金や剰余金の処理状況を表しております。下段は欠損金処理計算書で、10億1,629万3,490円を翌年度に繰り越すものであります。

次に、8ページ、9ページ、10ページは貸借対照表であり、令和3年度末における農業集落排水事業の経営の状態を表した表でございます。

13ページ以降は決算附属書類を掲載しておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（八幡元弘君） それでは、ただいま説明のありました認定第9号について質疑を行います。ご質疑願います。

薄田委員。

- 委員（薄田 智君） 2 ページ目の下水道事業の決算額、7 億4,600万円という決算額なのですが、昨年度に比べて5,500万円減っているという主な理由についてお聞かせください。
- 委員長（八幡元弘君） 榎本上下水道課長。
- 上下水道課長（榎本武司君） 主には下水道使用料の人口減少に伴う減少、それと長期前受金戻入などの減少ということでございます。よろしくお願いたします。
- 委員長（八幡元弘君） 薄田委員。
- 委員（薄田 智君） 人口減で70人ぐらい減っているということで資料出ているのですが、70人ぐらいでこの5,500万円も減るということで理解していいのでしょうか。
- 委員長（八幡元弘君） 榎本上下水道課長。
- 上下水道課長（榎本武司君） 人口減少で5,000万円ということではございませんで、18ページの中段の事業収入に関する事項を御覧いただきたいと思っておりますけれども、その中で下から数えて3行目、長期前受金戻入というのがございますが、こちらのほうで五千二百二十何万円ぐらい減っておりまして、ほとんどがこちらの減収ということでありまして、下水道使用料といたしましては、上のほうに行きまして、マイナスの283万円ぐらいということでございまして、人口減少に伴う減少ということでは280万円ぐらいの減少ということでよろしくお願いたします。
- 委員長（八幡元弘君） 薄田委員。
- 委員（薄田 智君） せっかくですから、その長期前受金が減った理由、この額についてちょっと分かりやすく教えてくださいませんか。
- 委員長（八幡元弘君） 榎本上下水道課長。
- 上下水道課長（榎本武司君） 長期前受金につきましては、減った理由ということなのでございますけれども、各年度にあらかじめ繰り延べて収益化する金額がおおよそ決まっております、補助金をいただいた年度のものを耐用年数に応じた形で長期前受金として補助金を各年度に配分しております、各年度ごとの積み重ねがその年の長期前受金戻入ということになるのですけれども、それが昨年度よりも5,000万円ほど減っているということでよろしくお願いたします。
- 委員長（八幡元弘君） 薄田委員。
- 委員（薄田 智君） 私ちょっとやはり理解できない部分で、正直言うと。何で5,000万円も減るのかなという、もうちょっと分かりやすく教えていただければありがたいと思うのですが。
- 委員長（八幡元弘君） 榎本上下水道課長。
- 上下水道課長（榎本武司君） 排水設備の建設をやってる中で、各年度において補助金をいただいて事業を行う。ある年は補助金がいっぱいいただける、ある年は少なくいただける、またピークを迎えたりするとやはり補助金が多くなったりというふうなことで、過年度においての各年度の補助金の算入というのが増えたり減ったりということがございますので、それを将来にわたって繰り延べて収益化しているということで、各年度については凸凹があつて、減ったり増えた

りということもあるので、今後については若干減少傾向にあるのかなというふうなところで捉えております。

○委員長（八幡元弘君） ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご質疑がないので、以上で認定第9号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第9号 令和3年度胎内市農業集落排水事業会計決算の認定について直ちに採決したいと思うが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第9号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第9号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第9号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたしました。

続いて、認定第10号 令和3年度胎内市水道事業会計決算の認定について説明願います。

榎本上下水道課長。

○上下水道課長（榎本武司君） それでは、認定第10号 令和3年度胎内市水道事業会計決算について説明申し上げます。

別冊、水色の決算書でございます。決算の状況について、収益的収支から説明いたします。1ページ、2ページをお願いいたします。収入決算額は7億870万8,332円でございます。

次に、支出決算額は5億6,819万8,902円でございます。

主な収入及び支出については、17ページをお願いいたします。こちらのページは税抜きで表示してありますので、よろしくをお願いいたします。上段の（2）、事業収入に関する事項を御覧ください。主な収入は、給水収益、その他の営業収益、長期前受金戻入であります。

次に、下段の（3）、事業費に関する事項を御覧ください。主な費用は、原水及び浄水費、配水及び給水費、総係費、減価償却費及び支払利息であります。

収益的収支の差引きは、ページ戻りまして5ページ、損益計算書の下から4行目の当年度純利益1億3,258万2,567円でございます。

続きまして、資本的収支について説明いたします。ページ戻りまして3ページ、4ページお願いいたします。収入決算額は1億6,971万円でございます。内訳は、企業債、長期貸付金返済金及び工事負担金であります。

次に、支出決算額は4億3,790万9,679円でございます。内訳は、建設改良費と企業債償還金であります。

次に、下の欄外部分に記載しておりますが、資金的収入が資金的支出に不足する額2億6,819万9,679円は、当年度分消費税及び地方消費税資金的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び減債積立金で補填いたしました。

次の5ページは、水道事業の損益計算書であります。当年度純利益と前年度繰越利益剰余金及びその他未処分利益剰余金変動額と合わせ、当年度未処分利益剰余金は2億3,069万9,622円となりました。

次に、6ページ上段は剰余金計算書であり、資本金や剰余金の処理状況を表しております。下段の表は剰余金処分計算書案でございます。当年度未処分利益剰余金について減債積立金への積立て及び資本金への組入れを行うものであります。なお、剰余金の処分方法については、本議会の議第68号で提案しておりますので、よろしく願いいたします。

次に、7ページ、8ページは貸借対照表であり、令和3年度末における水道事業の経営の状態を表したものでございます。

11ページ以降は決算附属書類を掲載してございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（八幡元弘君） ただいま説明のありました認定第10号について質疑を行います。ご質問願います。

天木委員。

○委員（天木義人君） 6ページの減債積立金ですけれども、5億円弱ありますけれども、この返済はいつ幾ら行うのか、計画あるのか、お伺いします。

○委員長（八幡元弘君） 榎本上下水道課長。

○上下水道課長（榎本武司君） 減債積立金の計画でございますけれども、起債の償還が令和4年度をピークとして徐々に令和5年度以降減っていく予定ではございますけれども、その返済にまずは減債積立金を優先的に返済していきたいということで、令和7年度ぐらいまでがまだまだ借金の返済がかさんでいるというようなところでよろしく願いいたします。

○委員長（八幡元弘君） 天木委員。

○委員（天木義人君） この決算書を見ますと、減価償却2億3,000万円、あと利益を合わせると3億円ちょっと、3億5,000万円くらいあるのかな。そうすると、結構な利益が出ていますので、返済にはこのままいくとそんなに困らないのではないかなと。毎年この積立てというか、内部留保が増えていくような気がするのですけれども、その点についていかがでしょうか。

○委員長（八幡元弘君） 榎本上下水道課長。

○上下水道課長（榎本武司君） 天木委員おっしゃるとおり、このままであれば減債積立金が増え

て、内部留保が増えていくということが考えられますけれども、来年度、再来年度においては浄水場建設してからの30年以上たちますので、それらの更新事業と、今上水道の配水池となっております猫山配水池の大規模な改修というようなことも予定してございますので、そちらのほうの財源にも回さなければならないというようなことで、減債積立金についてはそういった事業に充てられるということでもよろしくお願いいたします。

○委員長（八幡元弘君） 天木委員。

○委員（天木義人君） 工事やるときに起債を起こしますけれども、微々たるものに対しても起こしているわけですがけれども、それを起こさないように、現金がある、内部留保があるわけだけでも、起こさないわけにはいかないのですか。

○委員長（八幡元弘君） 榎本上下水道課長。

○上下水道課長（榎本武司君） 単年度の純利益を建設費に充てるということはあまり望ましいことではなくて、いわゆる将来負担の公平化ということを考えますと、起債を借入れして、将来にわたって使用者に負担を求めていくということが妥当であろうというふうなことで考えております。

○委員長（八幡元弘君） 天木委員。

○委員（天木義人君） 将来に負担を均等化していくとありますけれども、これから人口減って、水道料も年々減っているわけですがけれども、将来に負担を多くするとやはり将来的に大変になってくるのではないかなと思うのです。大きい仕事であればいいけれども、小さいのも何も、そこまでやる必要があるのかなのかということなので、市長、どう思いますか。

○委員長（八幡元弘君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） 総論としては天木委員の言われるとおりだと思います。すべからく今例えれば将来に向かっての負担を減じられる要因があるのであれば、要素があるのであれば、そのようにしていくと。今の論点となりました単年度の剰余金を起債を借りずに充てていくということが、かなり年度間で乱高下とまでは言いませんけれども、平準化に支障を来すということになると、これもまた会計運営上好ましくないということがありますので、いずれにしてもそういった要素を総合的に勘案しながら、これまでもそうしてきたのですが、あまりしゃくし定規にとらわれずに、よりよい方法があれば、そのように努めさせていただこうと思います。下水道課では、当然のことながら今私が申し上げましたようなことも含めて計算し、計画を立てている、そして進めてきているところがございますので、なお精査をして、よりよき方法があればそのようにしていくということでご理解を願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（八幡元弘君） ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご質疑がないので、以上で認定第10号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第10号 令和3年度胎内市水道事業会計決算の認定について直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第10号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第10号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第10号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたしました。

続いて、認定第11号 令和3年度胎内市簡易水道事業会計決算の認定について説明願います。

榎本上下水道課長。

○上下水道課長（榎本武司君） それでは、認定第11号 令和3年度胎内市簡易水道事業会計決算について説明申し上げます。

別冊、ピンク色の決算書でございます。決算の状況について、収益的収支からご説明いたします。1ページ、2ページをお願いいたします。収入決算額は1億9,143万1,895円でございます。

次に、支出決算額は1億6,204万7,414円でございます。

主な収入及び支出については、20ページをお願いいたします。こちらのページは税抜きで表示しておりますので、よろしくをお願いいたします。上段の（2）、事業収入に関する事項を御覧ください。主な収入は、給水収益、他会計補助金、長期前受金戻入であります。

次に、下段の（3）、事業費に関する事項を御覧ください。主な費用は、原水及び浄水費、配水及び給水費、総係費、減価償却費、支払利息であります。

収益的収支の差引きは、ページ戻りまして5ページ、損益計算書の下から3行目の当年度純利益2,612万424円でございます。

続きまして、資本的収支について説明いたします。戻りまして3、4ページをお願いいたします。収入決算額は4,806万5,000円でございます。内訳は、企業債と他会計補助金であります。

次に、支出決算額は1億1,580万7,534円でございます。内訳は、建設改良費、企業債償還金、他会計借入金償還金であります。

次に、下の欄外部分に記載しておりますが、資本的収入が資本的支出に不足する額6,774万2,534円は、過年度分引継金、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

次の5ページは、簡易水道損益計算書でございます。当年度純利益と前年度繰越利益剰余金を

合わせ、当年度未処分利益剰余金は2,612万424円となります。

次に、6ページ、7ページ上段は剰余金計算書であり、資本金や剰余金の処理状況を表しております。下段の表は剰余金処分計算書案でございます、当年度分未処分利益剰余金について翌年度に繰り越すものであります。

次の8ページ、9ページ、10ページは貸借対照表であり、令和3年度末における簡易水道事業の経営の状態を表した表でございます。

13ページ以降は決算附属書類を掲載してございますので、よろしくお願いたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（八幡元弘君） ただいま説明のありました認定第11号について質疑を行います。ご質問願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご質問ないので、以上で認定第11号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第11号 令和3年度胎内市簡易水道事業会計決算の認定について直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第11号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第11号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第11号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

続いて、認定第12号 令和3年度胎内市工業用水道事業会計決算の認定について説明願います。榎本上下水道課長。

○上下水道課長（榎本武司君） それでは、認定第12号 令和3年度胎内市工業用水道事業会計決算について説明申し上げます。

別冊、黄色の決算書をお願いいたします。決算の状況について、収益的収支から説明いたします。1ページ、2ページをお願いいたします。収入決算額は1,289万3,133円でございます。

次に、支出決算額は1,123万9,277円でございます。

主な収入及び支出については、12ページをお願いいたします。中段の（2）、事業収入に関する事項を御覧ください。主な収入は、給水収益及び長期前受金戻入であります。

次に、下段の（3）、事業費に関する事項を御覧ください。主な費用は、原水費、総係費、減

償却費であります。

収益的収支の差引きは、ページ戻りまして5ページ、損益計算書の下から3行目、当年度純利益165万3,856円でございます。

続きまして、資本的収支について説明いたします。ページ戻りまして、3ページ、4ページでお願いします。収入決算額は131万7,277円で、内訳は他会計補助金であります。

次に、支出決算額は収入と同額であり、企業債償還金であります。

次の5ページは、工業用水道事業損益計算書であります。当年度純利益と前年度繰越利益剰余金と合わせ、当年度未処分利益剰余金は740万6,361円となります。

次の6ページは、上段が剰余金計算書であり、資本金や剰余金の処理状況を表しております。下段は剰余金処分計算書案であり、未処分利益剰余金について翌年度に繰り越すものであります。

7ページは貸借対照表であり、令和3年度末における工業用水道事業の経営の状況を表した表でございます。

9ページ以降は決算附属書類を掲載しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（八幡元弘君） ただいま説明のありました認定第12号について質疑を行います。ご質問願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご質問ないので、以上で認定第12号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。認定第12号 令和3年度胎内市工業用水道事業会計決算の認定について直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第12号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第12号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第12号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八幡元弘君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたしました。

以上で本委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

この結果を最終日に報告いたします。

これを持ちまして決算審査特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後 1時26分 閉会